

[各文書の性質]

法律

サイバーセキュリティ基本法

(平成26年法律第104号)
最終改正：令和元年法律第11号

- ✓ 我が国のサイバーセキュリティ政策に関し、基本理念、**国、事業者等の責務を定める。**
- ✓ **国は重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるもの**とされている。

閣議決定

サイバーセキュリティ戦略

(基本法第12条)
(令和3年9月28日)

- ✓ サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティ基本法に基づき策定される**サイバーセキュリティに関する基本的な計画。**
- ✓ サイバーセキュリティに係る我が国としての基本的な立場を明らかにするとともに、**諸施策の目標及び実施方針を国内外に示す**ことを目的とする。3年ごとに改定。

サイバーセキュリティ
戦略本部決定

行動計画

(基本法第14条)

- ✓ **重要インフラ防護に係る基本的な枠組み**を定めた政府と重要インフラ事業者との**官民共通の行動計画。国、重要インフラ事業者等が取り組むべき事項が規定。**

安全基準等策定指針

- ✓ 重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供を図る観点から、**「安全基準等」において規定が望まれる項目を整理・記載し、重要インフラ事業者や重要インフラ所管省庁の「安全基準等」の策定・改定を支援**することを目的とするもの。
- ✓ **行動計画の改定、サイバーセキュリティを取り巻く環境の変化等を踏まえて見直し**を実施。

内閣官房

手引書

- ✓ 「安全基準等策定指針」で定めたリスクアセスメントや情報共有を行う際の手順を具体的に示したものの。
- ✓ **行動計画の改定、サイバーセキュリティを取り巻く環境の変化を踏まえて見直し**を実施。

ガイダンス

- ✓ 安全基準等策定指針及び手引書に付随する文書として、個別の対処方法、留意点等を示す関連文書。

重要インフラ所管省庁

参照

- ・ 関係法令等に基づき、重要インフラ所管省庁が定める「基準」及び「ガイドライン」

重要インフラ事業者等

参照

- ・ 業界団体等が定める業界横断的な「業界標準」及び「ガイドライン」
- ・ 重要インフラ事業者等が自ら定める「内規」等

国際標準、他国の基準等

ISO/IEC

NIST

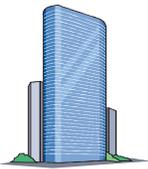
...

官民連携による重要インフラ防護の推進

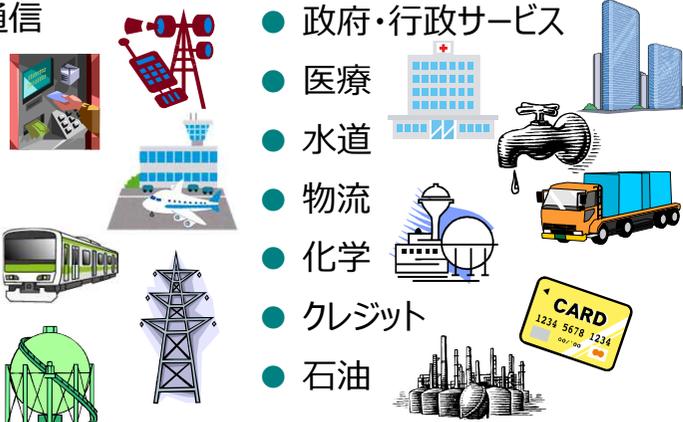
- 任務保証の考え方を踏まえ、重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供を実現
- 官民が一体となって重要インフラのサイバーセキュリティの確保に向けた取組を推進

NISCによる総合調整

重要インフラ所管省庁

- 金融庁
[金融]
 - 総務省
[情報通信、行政]
 - 厚生労働省
[医療、水道]
 - 経済産業省
[電力、ガス、化学、クレジット、石油]
 - 国土交通省
[航空、空港、鉄道、物流]
- 

重要インフラ(全14分野)

- 情報通信
 - 金融
 - 航空
 - 空港
 - 鉄道
 - 電力
 - ガス
 - 政府・行政サービス
 - 医療
 - 水道
 - 物流
 - 化学
 - クレジット
 - 石油
- 

関係機関等

- サイバーセキュリティ関係省庁
[総務省、経済産業省等]
- 事案対応省庁
[警察庁、防衛省等]
- 防災関係府省庁
[内閣府、各省庁等]
- サイバーセキュリティ関係機関
[NICT、IPA、JPCERT/CC等]
- サイバー空間関連事業者
[サプライチェーン等に関わるベンダー等]

「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」における主な取組

障害対応体制の強化



経営層、CISO、戦略マネジメント層、システム担当等、組織全体での取組となるよう、組織統治の一部としての障害対応体制の強化を推進

安全基準等の整備及び浸透



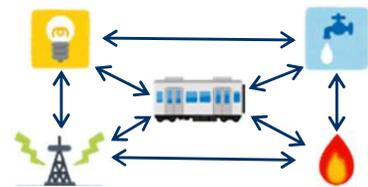
重要インフラ防護において分野横断的に必要な対策の指針及び各分野の安全基準等の継続的改善の推進

情報共有体制の強化



官民間や分野内外間における情報共有体制の更なる強化

リスクマネジメントの活用



自組織の特性を明確化し、適した防護対策が継続的に実施されるようリスクマネジメントを活用

防護基盤の強化



分野横断的演習の推進、国際連携の推進、広報広聴活動の推進等の取組によるサイバーセキュリティ全体の底上げ